

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

人事委員会

- 人事委員会規則一―二（用語の定義）の一部を改正する規則 一
- 人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則） 一

人事委員会

人事委員会規則一―二（用語の定義）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則一―二―十

人事委員会規則一―二（用語の定義）の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則一―二（用語の定義）の一部を次のように改正する。

本則中第十九号を第二十号とし、第四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 「会計年度任用職員給与条例」とは、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）」をいう。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）に基づく人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）をここに公布する。

令和元年十一月一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則七―百四十

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

人事委員会は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）に基づき、この規則を制定する。

（総則）

第一条 会計年度任用職員給与条例第四項及び第六項並びに第七項第五項及び第六項に規定する職員の職務の級及び号俸を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 会計年度任用職員給与条例第一条に規定する会計年度任用職員をいう。

二 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第五条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。

三 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

（級別資格基準表）

第三条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第一に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるところとする。

（級別資格基準表の適用方法）

第四条 級別資格基準表は、会計年度任用職員給与条例第四項第二項及び第七項第二項の規定により準用してその者に適用される給与条例第四項第一項の給料表（以下単に「給料表」という。）の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する級別資格基準表の職務の級欄に定める数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、級別資格基準表において別に定める場合を除き、別表第二に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によるものがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によるこ

とができる。

3 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する級別資格基準表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第五条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第三に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第六条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第四に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱いの特例)

第七条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前二条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(新たに職員となった者の職務の級)

第八条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

(新たに職員となった者の号俸)

第九条 新たに職員となった者の号俸は、前条の規定により決定された職務の級の号俸が別表第五に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が初任給基準表に定められていないときは第十四条第一項の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最も低い号俸とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号俸について

は、前項の規定にかかわらず、第十一条から第十三条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第十条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号俸の調整)

第十一条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とする。ただし、職務の内容や責任の程度等を考慮し、これにより難しい場合として任命権者が認めるときは、この限りではない。

2 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等が掲げられていない場合における前項の規定の適用については、第四条第二項又は第三項の規定によりその者に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分が初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号俸)

第十二条 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号俸は、第九条第一項の規定による号俸(前条の規定による号俸を含む。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月)で除した数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四号俸を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸(人事委員会の定める者にあつては、当該号俸の数に三を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号俸)の範囲内で決定することができる。

2 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるものほか、第五条から第七条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸)

第十三条 前二条の規定による号俸が、その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを

有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しない職員については、当該下位の区分を用い又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の号俸とすることができる。

(職務の級を初任給基準表よりも上位の級に決定する場合の号俸)

第十四条 職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、採用の日の前日に受けていた号俸に対応する別表第六に定める上位級決定時号俸対応表の上位級の号俸欄に定める号俸とする。

2 職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合で二級以上上位の職務の級へ決定する場合の前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への決定が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(再度職員として任用する者の職務の級を初任給基準表よりも上位の級に決定する場合の号俸)

第十五条 職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合で、採用の日における職務の級と同一又は上位の職務の級(以下「同一又は上位の級」という。)に決定された職員として在職した期間がある場合の号俸は、前条の規定にかかわらず、前条第一項の規定により得られる号俸の号数に、採用の日から三年前の日の属する会計年度の初日から採用の日の前日までの期間における同一又は上位の級に在職した期間の月数を合算のうえ十二月で除した数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四号俸を乗じて得た数を号数とする号俸の範囲内とすることができる。

(号俸の上限)

第十六条 第九条及び第十一条から前条までの規定により決定された号俸は、別表第七に定める号俸決定上限表の上限欄に定める号俸を超えることはできない。

(第一号会計年度任用職員の期末手当基礎額)

第十七条 会計年度任用職員給与条例第四條第十一項の規定により給与条例第十九條第四項又は第五項の規定を準用する場合における期末手当基礎額は、育児短時間勤務職員等の例により計算した額とする。

(在職期間の算定)

第十八条 会計年度任用職員給与条例第四條第十一項の規定により給与条例第十九條第二項の規定を準用する場合において、同項に規定する在職期間(以下「在職期間」という。)の算定については、

規則七十四(期末手当)第五條第二項各号に掲げる期間及び次に掲げる期間を除外する。

一 第一号会計年度任用職員のうち月額で定める基礎報酬を支給されるものとして在職した期間については、当該期間から当該期間にその者について定められた一週間当たりの勤務時間を職員勤務時間条例第二條第一項又は学校職員勤務時間条例第三條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間を控除して得た期間

二 第一号会計年度任用職員のうち日額で定める基礎報酬を支給されるもの又は勤務一時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるものとして在職した期間のうち、週休日、休日及び勤務時間を割り振られていない日(週休日を除く。)を通算した期間

第十九条 基準日以前六箇月以内の期間において、給与条例の適用を受ける職員が会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内において給与条例の適用を受ける職員として在職した期間を在職期間に算入する。

2 前項の給与条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定については、規則七十四第五條第二項各号に掲げる期間を除外する。

第二十条 採用の日前において職員として在職した期間がある職員について、在職期間を算定するに当たり給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して人事委員会が必要と認める場合は、当該採用の日前において職員として在職した期間を在職期間に算入することができる。

(通勤に係る費用弁償)

第二十一条 会計年度任用職員給与条例第五條第二項の規定により給与条例第十一條の七第二項第一号の規定を準用する場合において、回数券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する職員の費用弁償の額は、平均一箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等の額とする。

2 会計年度任用職員給与条例第五條第二項の規定により給与条例第十一條の七第二項第二号の規定を準用する場合において、同号に規定する職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。

3 会計年度任用職員給与条例第五條第三項に規定する特別の事情は、人事委員会が定める。

(報酬及び給料の支給)

第二十二条 職員の給与期間(給与条例第六條第一項に規定する給料の計算期間をいう。以下同じ。)の報酬及び給料の支給日(以下「支給日」という。)は、毎月二十一日とする。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

2 前項の規定により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず任命権者が別に定めること

3 前二項のほか、報酬及び給料の支給については、規則七〇（給料等の支給）の適用を受ける職員の例による。

（報酬及び給料の訂正）

第二十三条 職員の報酬及び給料の決定に誤りがあり、各任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。（人事委員会の承認を得て定める基準等についての暫定措置）

第二十四条 級別資格基準表において別に定めることとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による号俸又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に人事委員会の承認を得て行うものとする。

（報告）

第二十五条 人事委員会は、この規則で別に定めるもののほか、必要があると認めるときは、任命権者に対し、職員の職務の級及び号俸の決定等に係る事項について報告を求めることができる。

（この規則により難い場合の措置）

第二十六条 特別の事情によりこの規則の規定によることができないう場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いを行うことができる。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

行政職給料表級別資格基準表

級別資格基準表

学 歴 免 許 等	職 務 の 級				
	1級	2級	3級	4級	5級
大 学 卒	0	3	7	11	13
短 大 卒	0	5	9	13	15
高 校 卒	0	7	11	15	17
中 学 卒	3	11	15	19	21

備考

1 電波法（昭和25年法律第131号）に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作若しくはその監督又は電波監視の業務に従事する職員（以下「無線従事者」という。）に対するこの表の適用については、その資格に応じて、次の表に定める学歴免許等欄の区分と同じこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分によることができる。この場合においてその無線従事者の資格が次の表の調整年数欄に加える年数又は減する年数が定められているものであるときは、この表の定める必要経過年数（職務の級1級の欄に定める必要経過年数を除く。）は、当該必要経過年数にその加える年数又は減する年数をそれぞれ加減した年数とする。

無線従事者の資格	学歴免許等	調整年数
第1級総合無線通信士	大 学 卒	
第1級海上無線通信士		
第1級陸上無線技術士		
第2級総合無線通信士	高 校 卒	- 1 年
第2級海上無線通信士		
第2級陸上無線技術士		
第1級陸上特殊無線技術士		
航空無線通信士	高 校 卒	-0.5年
第3級総合無線通信士	高 校 卒	
第3級海上無線通信士		
国内電信級陸上特殊無線技術士		
第4級海上無線通信士	高 校 卒	+ 1 年
第1級海上特殊無線技術士		
その他の資格	高 校 卒	+ 3 年

注

(1) 調整年数欄の「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減する年数を示す。

- (2) 「その他の資格」は、電波法施行令（平成13年政令第245号）に定める海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第1級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第1級海上特殊無線技士以外のものを示す。
- 2 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む職員（以下「船員」という。）の本表の適用については、次の表に掲げるところによりその船員の資格に応ずる学歴免許等の区分によることができる。
- この場合において、次の表の調整年数欄に減ずる年数が定められている者については、この表に定める必要経過年数（職務の級1級の欄に定める必要経過年数を除く。）は、当該必要経過年数より減ずる年数を減じた年数とする。

船員の資格	学歴免許等	調整年数
船長	短大卒	-3年
機関長		
1等航海士	高校卒	-3年
1等機関士		
2等航海士		
2等機関士		
通信長		
各長	中学卒	-2年
各員		
各員		

注

- (1) 「-」は減ずる年数を示す。
- (2) 船員の資格欄に掲げる「船長」、「機関長」、「1等航海士」、「1等機関士」、「2等航海士」、「2等機関士」及び「通信長」の区分は船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）別表第一によるものとし、「各長」は甲板長、操機長を示し、「各手」は操舵手、操機手を示し、「各員」は甲板員、機関員、司ちゅう員を示す。
- 3 前2項の規定の適用を受ける無経験従事者及び船員にこの表を適用する場合における当該職員の経過年数は、それぞれその資格（その資格が電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第67号）附則第2条第1項の規定により免許を受けたものとみなされた資格である場合にあっては、当該資格に対応する同項に規定する旧資格）を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ロ 公安職給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
高校卒	0	2	5	10	16	18
中学卒	4	6	9	14	20	22

ハ 教育職給料表(一般)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
教諭に相当する職務	大学卒	0	0
養護教諭に相当する職務	短大卒	0	2.5
栄養教諭に相当する職務	短大卒	0	2.5
助教諭に相当する職務	大学卒	0	別に定める
養護助教諭に相当する職務	短大卒	0	別に定める
講師に相当する職務	短大卒	0	別に定める
実習助手に相当する職務	短大卒	0	別に定める
寄宿舎指導員に相当する職務	短大卒	0	別に定める

備考

- 1 この表を適用する場合における職員の経過年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経過年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の一又はこの区分に属する者にあってはその年数に1年を、学歴免許等資格区分表の1の五の区分に属する者にあってはその年数に6月を加えた年数）とする。

基礎学歴	調 整 年 数	調 整 年 数		
		大学卒	短大卒	高校卒
高校卒	3年	4年	2年	
高校卒	2年	5年	3年	1年

注

- 基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 教諭のうち教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第8項の規定により高等学校教諭の1種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教諭2級普通免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。この場合において、この表の職務の級2級欄に定める必要経過年数については、「別に定める」とされているものを除き、1年とする。
- ニ 教育職給料表(一般)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
	大 学 卒	0	別に定める
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務	大 学 卒		別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
	高 校 卒	0	別に定める

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職給料表(一)級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

ホ 研究職給料表級別資格基準表

学 歴 免 許 等	職 務 の 級		
	1 級	2 級	3 級
大 学 卒	0	1	別に定める
短 大 卒	0	2.5	別に定める
高 校 卒	0	5	別に定める
中 学 卒	3	9	別に定める

ハ 医療職給料表(一)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
医師に相当する職務	大学 6 卒	0	別に定める
歯科医師に相当する職務			

備考

- この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
 - 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う者の職務の級を2級に決定する場合には、第8条の規定によるほか、人事委員会の定めるところによるものとする。
- ト 医療職給料表(二)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
獣医師に相当する職務	大学 6 卒		0	2	5	別に定める
薬剤師に相当する職務	大学 6 卒		0	2	5	別に定める
	大学 卒		0	5	8	別に定める
栄養士に相当する職務	大学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
診療放射線技師に相当する職務	大学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
診療エックス線技師に相当する職務	短 大 卒		0	1.5	7	別に定める
	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
臨床検査技師に相当する職務	短 大 3 卒		0	1	6	別に定める
	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
衛生検査技師に相当する職務	短 大 卒		0	1.5	7	別に定める
	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
臨床工学技士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒		0	1	6	別に定める
理学療法士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒		0	1	6	別に定める
作業療法士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒		0	1	6	別に定める
視能訓練士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒		0	1	6	別に定める
言語聴覚士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒		0	1	6	別に定める
義肢装具士に相当する職務	短 大 3 卒		0	1	6	別に定める
	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
歯科衛生士に相当する職務	短 大 卒		0	7	別に定める	別に定める
	高校専攻科卒		0	9	別に定める	別に定める
歯科技工士に相当する職務	短 大 卒		0	7	別に定める	別に定める
	高 校 卒		0	10	別に定める	別に定める
あん摩マッサージ指圧師に相当する職務	短 大 3 卒		0	6	別に定める	別に定める
	短 大 2 卒		0	1.5	7	別に定める
はり師に相当する職務	短 大 3 卒		0	6	別に定める	別に定める
	短 大 2 卒		0	1.5	7	別に定める
きょうし師に相当する職務	短 大 3 卒		0	6	別に定める	別に定める
	短 大 2 卒		0	1.5	7	別に定める

柔道整復師に相当する職務	職務の級				
	高 校 卒	0	5	10	別に定める
その他	短 大 卒	0	別に定める	別に定める	
	高 校 卒	0	別に定める	別に定める	
	中 学 卒	4	別に定める	別に定める	

備考

- 1 学校教育法による4年制の大学の卒業者である獣医師に対するこの表の適用については、この表に定める必要経過年数に3年を加えた年数をもって、この表の必要経過年数とする。
 - 2 獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経過年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- チ 医療職給料表(三級別資格基準表)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
保健師に相当する職務 助産師に相当する職務 看護師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 卒		0	7	別に定める	別に定める
准看護師に相当する職務	准看護師養成所卒	0	別に定める			

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所(平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経過年数は、それぞれその免許を取得した時(保健師及び助産師で、看護師免許を有する職員にあっては看護師免許を取得した時)以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第二(第四条関係)

学歴免許等資格区分表

学 歴 免 許 等 の 区 分	学 歴 免 許 等 の 資 格	
		学 歴 免 許 等 の 資 格
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了

3 高校卒	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護婦法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第三（第五条関係）

経験年数換算表

経	歴	換	算	率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としてその在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100	100	以下
	その他の期間	80	100	以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は100/100以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100	100	以下
	その他の期間	80	100	以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修業年数内の期間に限る。）	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100	100	以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50	100	以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、80/100以下）
	その他の期間	25	100	以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、50/100以下）

備考
1 経歴欄の左欄「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下）とする。
2 経歴欄の左欄「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事委員会が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を人事委員会が別に定める。

別表第四 (第六条関係)

修学年数調整表

学 歴 区 分	修 学 年 数	基 準 学 歴 区 分			
		大 学 卒 (16年)	短 大 卒 (14年)	高 校 卒 (12年)	中 学 卒 (9年)
博 士 課 程 修 了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+ 12年
修 士 課 程 修 了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
専 門 職 学 位 課 程 修 了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大 学 6 卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大 学 専 攻 科 卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
大 学 4 卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短 大 3 卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
短 大 2 卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
短 大 1 卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高 校 専 攻 科 卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高 校 3 卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
高 校 2 卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中 学 卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減する年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減する年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減する年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程(修業年限4年のものに限る。)を修了した者に対するこの表の適用に

ついては、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について、人事委員会が別段の定めをした職員については、人事委員会が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第五 (第九条関係)

初任給基準表

イ 行政職給料表初任給基準表

職	種	学 歴 免 許 等	初 任 給
一般		第1級総合無線通信士 第1級海上無線通信士 第1級陸上無線技術士	1級1号俸
		第2級総合無線通信士 第2級海上無線通信士 第2級陸上無線技術士 第1級陸上特殊無線技士	1級1号俸
無線従事者		航空無線通信士	1級1号俸
		第3級総合無線通信士 第3級海上無線通信士 国内電信級陸上特殊無線技士 第4級海上無線通信士 第1級海上特殊無線技士 その他の資格	1級1号俸
船員		船長 機関長	1級1号俸
		1等航海士 1等機関士 2等航海士 2等機関士 通信長	1級1号俸
		各長 各手 各員	1級1号俸

- 備考
- 職種欄の「無線従事者」及び学歴免許等欄の「その他の資格」については、別表第1の行政職給料表級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
 - 職種欄の「船員」については、別表第1の行政職給料表級別資格基準表の備考第2項に定めるところによる。
 - 無線従事者及び船員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経歴年数については、別表第1の行政職給料表級別資格基準表の備考第3項の規定を準用する。
- ロ 公安職給料表初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
1級1号俸	1級1号俸

備考
採用時教養の修了者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事委員会が別に定める。

ハ 教育職給料表(一)初任給基準表

職	種	学 歴 免 許 等	初 任 給
		博士課程修了	2級1号俸
		修士課程修了 専門職学位課程修了	2級1号俸
		大学卒	2級1号俸
		短大卒	1級1号俸
助教諭に相当する職務		大学卒	1級1号俸
		短大卒	1級1号俸
養護助教諭に相当する職務		短大卒	1級1号俸
講師に相当する職務		短大卒	1級1号俸
実習助手に相当する職務		短大卒	1級1号俸
寄宿舎指導員に相当する職務		高校卒	1級1号俸

備考
この表の適用を受ける職員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経歴年数は、別表第1の教育職給料表(二)級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経歴年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての修学年数調整表に定める修学年数との差の年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の五に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数)とする。

ニ 教育職給料表(二)初任給基準表

職	種	学 歴 免 許 等	初 任 給
		博士課程修了	2級13号俸
		修士課程修了 専門職学位課程修了	2級13号俸
		大学卒	2級13号俸
		短大卒	2級1号俸
助教諭に相当する職務		大学卒	1級1号俸

養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務	短大卒 高校卒	1級1号俸 1級1号俸
---------------------------	------------	----------------

備考 この表の適用を受ける職員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、教育職給料表(一)初任給基準表の備考の規定を準用する。

ホ 研究職給料表初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
	1級1号俸

ヘ 医療職給料表(一)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医師に相当する職務 歯科医師に相当する職務	大学6卒	1級1号俸

備考 この表の適用を受ける職員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第1の医療職給料表(一)級別資格基準表の備考第1項の規定を適用する。

ト 医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
獣医師に相当する職務	大学6卒	2級1号俸
薬剤師に相当する職務	大学6卒	2級1号俸
栄養士に相当する職務	大学卒	2級1号俸
診療放射線技師に相当する職務	短大卒	1級1号俸
診療エックス線技師に相当する職務	短大3卒	1級1号俸
臨床検査技師に相当する職務	短大3卒	1級1号俸
衛生検査技師に相当する職務	大学卒	2級1号俸

臨床工学技士に相当する職務	短大3卒	1級1号俸
理学療法士に相当する職務 作業療法士に相当する職務	短大3卒	1級1号俸
視能訓練士に相当する職務	短大3卒	1級1号俸
言語聴覚士に相当する職務	短大3卒	1級1号俸
義肢装具士に相当する職務	短大3卒	1級1号俸
歯科衛生士に相当する職務	短大卒	1級1号俸
歯科技工士に相当する職務	短大卒	1級1号俸
あん摩マッサージ指圧師に相当する職務 はり師に相当する職務 きゅう師に相当する職務 柔道整復師に相当する職務	短大3卒 短大2卒 短大卒	1級1号俸 1級1号俸 1級1号俸
その他	短大卒 高校卒	1級1号俸 1級1号俸

備考 1 別表第1の医療職給料表(二)級別資格基準表の規定する職員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。
2 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条第3号の規定に該当して義肢装具士となった者はこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事委員会が別に定める。
3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

チ 医療職給料表(三)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保健師に相当する職務 助産師に相当する職務	大学卒 短大3卒	2級1号俸 2級1号俸

看護師に相当する職務	短大3卒	2級1号俸
	短大2卒	2級1号俸
准看護師に相当する職務	准看護師養成所卒	1級1号俸

- 備考
- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」については、別表第1の医療職給料表(3級別資格基準表)の備考第1項に定めるところによる。
 - 2 この表の適用を受ける職員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第1の医療職給料表(3級別資格基準表)の備考第2項の規定を準用する。

別表第六 (第十四条関係)

上位級決定時号俸対応表

イ 行政職給料表上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上 位 級 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	2
11	1	1	1	1	3
12	1	1	1	1	4
13	1	1	1	1	5
14	1	1	1	1	6
15	1	1	1	1	7
16	1	1	1	1	8
17	1	1	1	1	9
18	1	2	2	2	10
19	1	3	3	3	11
20	1	4	4	4	12
21	1	5	5	5	13
22	1	6	6	6	14
23	1	7	7	7	15
24	1	8	8	8	16
25	1	9	9	9	17

26	1	10	10	17
27	1	11	11	17
28	1	12	12	17
29	1	13	13	17
30	1	14	14	17
31	1	15	15	17
32	1	16	16	17
33	1	17	17	17
34	2	18	18	17
35	3	19	19	17
36	4	20	20	17
37	5	21	21	17
38	6	22	22	17
39	7	23	23	17
40	8	24	24	17
41	9	25	25	17
42	10	26	26	17
43	11	27	27	17
44	12	28	28	17
45	13	29	29	17
46	14	30	30	17
47	15	31	31	17
48	16	32	32	17
49	17	33	33	17
50	18	34	34	17
51	19	35	35	17
52	20	36	36	17
53	21	37	37	17
54	22	38	38	17
55	23	39	39	17

56	24	40	40	17
57	25	41	41	17
58	25	41	42	17
59	26	42	43	17
60	26	42	44	17
61	27	43	45	17
62	27	43	45	17
63	28	44	45	17
64	28	44	46	17
65	29	45	46	17
66	29	45	46	17
67	30	46	47	17
68	30	46	47	17
69	31	47	47	17
70	31	47	48	17
71	32	48	48	17
72	32	48	48	17
73	33	49	49	17
74	33	49	49	17
75	34	49	49	17
76	34	49	50	17
77	35	50	50	17
78	35	50	50	17
79	36	50	51	17
80	36	50	51	17
81	37	51	51	17
82	37	51	52	17
83	38	51	52	17
84	38	51	52	17
85	39	52	53	17

86	39	52	53	17
87	40	52	53	17
88	40	52	53	17
89	41	53	54	17
90	41	53	54	17
91	42	53	54	17
92	42	53	54	17
93	43	53	55	17
94		54	55	17
95		54	55	17
96		54	55	17
97		54	55	17
98		54	56	17
99		55	56	17
100		55	56	17
101		55	56	17
102		55	56	
103		55	57	
104		56	57	
105		56	57	
106		56	57	
107		56	57	
108		56	58	
109		56	58	
110		57	58	
111		57	58	
112		57	58	
113		57	59	
114		57		
115		57		

116	58
117	58
118	58
119	58
120	58
121	58
122	59
123	59
124	59
125	59

ロ 公安職給料表上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受 けていた号俸	上 位 級 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	1	2
11	3	1	1	1	1	3
12	4	1	1	1	1	4
13	5	1	1	1	1	5
14	6	2	1	1	1	6
15	7	3	1	1	1	7
16	8	4	1	1	1	8

17	9	5	1	1	1	9
18	10	6	2	1	1	10
19	11	7	3	1	1	11
20	12	8	4	1	1	12
21	13	9	5	1	1	13
22	14	10	6	1	1	14
23	15	11	7	1	1	15
24	16	12	8	1	1	16
25	17	13	9	1	1	17
26	18	14	10	2	2	17
27	19	15	11	3	3	17
28	20	16	12	4	4	17
29	21	17	13	5	5	17
30	22	18	14	6	6	17
31	23	19	15	7	7	17
32	24	20	16	8	8	17
33	25	21	17	9	9	17
34	26	22	18	10	10	17
35	27	23	19	11	11	17
36	28	24	20	12	12	17
37	29	25	21	13	13	17
38	30	26	22	14	14	17
39	31	27	23	15	15	17
40	32	28	24	16	16	17
41	33	29	25	17	17	17
42	34	30	26	18	18	17
43	35	31	27	19	19	17
44	36	32	28	20	20	17
45	37	33	29	21	21	17
46	38	34	30	22	22	17

47	39	35	31	23	17
48	40	36	32	24	17
49	41	37	33	25	17
50	42	38	34	26	17
51	43	39	35	27	17
52	44	40	36	28	17
53	45	41	37	29	17
54	46	42	38	30	17
55	47	43	39	31	17
56	48	44	40	32	17
57	49	45	41	33	17
58	50	46	42	34	17
59	51	47	43	35	17
60	52	48	44	36	17
61	53	49	45	37	17
62	54	50	46	38	17
63	55	51	47	39	17
64	56	52	48	40	17
65	57	53	49	41	17
66	58	54	50	42	17
67	59	55	51	43	17
68	60	56	52	44	17
69	61	57	53	45	17
70	62	58	54	45	17
71	63	59	55	46	17
72	64	60	56	46	17
73	65	61	57	47	17
74	66	62	58	47	17
75	67	63	59	48	17
76	68	64	60	48	17

77	69	65	61	49	17
78	70	66	62	50	17
79	71	67	63	51	17
80	72	68	64	52	17
81	73	69	65	53	17
82	74	70	66	54	17
83	75	71	67	55	17
84	76	72	68	56	17
85	77	73	69	57	17
86	77	74	69	57	17
87	78	75	70	58	17
88	78	76	70	58	17
89	79	77	71	59	17
90	79	78	71	59	17
91	80	79	72	60	17
92	80	80	72	60	17
93	81	81	73	61	17
94	82	82	74	61	17
95	83	83	75	61	17
96	84	84	76	62	17
97	85	85	77	62	17
98	86	86	78	62	17
99	87	87	79	63	17
100	88	88	80	63	17
101	89	89	81	63	17
102	90	89	82	64	
103	91	90	83	64	
104	92	90	84	64	
105	93	91	85	65	
106	93	91	86	66	

107	94	92	87	67	
108	94	92	88	68	
109	95	93	89	68	
110	95	94	89	68	
111	96	95	90	68	
112	96	96	90	68	
113	97	97	91	68	
114	97	98	91	68	
115	98	99	92	68	
116	98	100	92	68	
117	99	101	93	69	
118	99	101	93	69	
119	100	101	94	69	
120	100	102	94	69	
121	101	102	95	69	
122	101	102	95	69	
123	102	103	96	69	
124	102	103	96	69	
125	103	103	96	69	
126		104	96	69	
127		104	96	70	
128		104	96	70	
129		105	96	71	
130		105	96		
131		105	96		
132		106	96		
133		106	97		
134		106	97		
135		107	97		
136		107	97		

137		107	97		
138		108	98		
139		108	99		
140		108	100		
141		109	100		
142		109			
143		110			
144		110			
145		111			

ハ 教育職給料表(一)上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受 けていた号俸	上位級の 号俸	
	2級	1
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1

18	1
19	1
20	1
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27

48	28
49	29
50	29
51	30
52	30
53	31
54	31
55	32
56	32
57	33
58	33
59	33
60	33
61	33
62	33
63	33
64	33
65	33
66	33
67	33
68	33
69	33
70	33
71	33
72	33
73	33
74	33
75	33
76	33
77	33

78	33
79	33
80	33
81	33
82	33
83	33
84	33
85	33
86	33
87	33
88	33
89	33
90	33
91	33
92	33
93	33
94	33
95	33
96	33
97	33
98	33
99	33
100	33
101	33
102	33
103	33
104	33
105	33
106	33
107	33

108	33
109	33
110	33
111	33
112	33
113	33
114	33
115	33
116	33
117	33
118	33
119	33
120	33
121	33
122	33
123	33
124	33
125	33
126	33
127	33
128	33
129	33
130	33
131	33
132	33
133	33
134	33
135	33
136	33
137	33

138	33
139	33
140	33
141	33
142	33
143	33
144	33
145	33
146	33
147	33
148	33
149	33
150	33
151	33
152	33
153	33

ニ 教育職給料表(□)上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受 けていた号俸	上位級の 号俸	
	2級	
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	2

11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31
40	32

41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	38
47	39
48	40
49	41
50	41
51	42
52	42
53	43
54	43
55	44
56	44
57	45
58	45
59	45
60	45
61	45
62	45
63	45
64	45
65	45
66	45
67	45
68	45
69	45
70	45

71	45
72	45
73	45
74	45
75	45
76	45
77	45
78	45
79	45
80	45
81	45
82	45
83	45
84	45
85	45
86	45
87	45
88	45
89	45
90	45
91	45
92	45
93	45
94	45
95	45
96	45
97	45
98	45
99	45
100	45

101	45
102	45
103	45
104	45
105	45
106	45
107	45
108	45
109	45
110	45
111	45
112	45
113	45
114	45
115	45
116	45
117	45
118	45
119	45
120	45
121	45
122	45
123	45
124	45
125	45
126	
127	
128	
129	
130	

131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	
151	
152	
153	
154	
155	
156	
157	
158	
159	
160	

161	
-----	--

ホ 研究職給料表上位級決定時号係対応表

採用の日の前日に受 けていた号係	上 位 級 の 号 係	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1

26	2	1
27	3	1
28	4	1
29	5	1
30	6	1
31	7	1
32	8	1
33	9	1
34	10	2
35	11	3
36	12	4
37	13	5
38	14	6
39	15	7
40	16	8
41	17	9
42	18	10
43	19	11
44	20	12
45	21	13
46	21	13
47	22	13
48	22	13
49	23	13
50	23	13
51	24	13
52	24	13
53	25	13
54	26	13
55	27	13

56	28	13
57	29	13
58	29	13
59	29	13
60	30	13
61	30	13
62	30	13
63	31	13
64	31	13
65	31	13
66	32	13
67	32	13
68	32	13
69	33	13
70	33	13
71	34	13
72	34	13
73	35	13
74	35	13
75	36	13
76	36	13
77	37	13
78	38	13
79	39	13
80	40	13
81	41	13
82	41	13
83	42	13
84	42	13
85	43	13

86	43	13
87	44	13
88	44	13
89	45	13
90	46	13
91	47	13
92	48	13
93	49	13
94	50	13
95	51	13
96	52	13
97	53	13
98	53	13
99	54	13
100	54	13
101	55	13
102	55	13
103	56	13
104	56	13
105	57	13
106	57	13
107	58	13
108	58	13
109	59	13
110	59	13
111	60	13
112	60	13
113	61	13
114	61	13
115	61	13

116	62	13
117	62	13
118	62	13
119	63	13
120	63	13
121	63	13

～ 医療職給料表(一)上位級決定時号棒対応表

採用の日の前日に受 けていた号棒	上位級の 号棒	
	2級	
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1

21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	13
35	13
36	13
37	13
38	13
39	13
40	13
41	13
42	13
43	13
44	13
45	13
46	13
47	13
48	13
49	13
50	13

51	13
52	13
53	13
54	13
55	13
56	13
57	13
58	13
59	13
60	13
61	13
62	13
63	13
64	13
65	13
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	

81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	

ト 医療職給料表(二)上位級決定時号棒対応表

採用の日の前日に受けていた号棒	上 位 級 の 号 棒				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1

10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	2	1
15	1	1	1	3	1
16	1	1	1	4	1
17	1	1	1	5	1
18	1	2	6	6	2
19	1	3	7	7	3
20	1	4	8	8	4
21	1	5	9	9	5
22	2	6	10	10	6
23	3	7	11	11	7
24	4	8	12	12	8
25	5	9	13	13	9
26	6	10	14	14	10
27	7	11	15	15	11
28	8	12	16	16	12
29	9	13	17	17	13
30	10	14	18	18	13
31	11	15	19	19	13
32	12	16	20	20	13
33	13	17	21	21	13
34	14	18	22	22	13
35	15	19	23	23	13
36	16	20	24	24	13
37	17	21	25	25	13
38	18	22	26	26	13
39	19	23	27	27	13

40	20	24	28	13
41	21	25	29	13
42	22	26	30	13
43	23	27	31	13
44	24	28	32	13
45	25	29	33	13
46	26	30	34	13
47	27	31	35	13
48	28	32	36	13
49	29	33	37	13
50	29	34	38	13
51	30	35	39	13
52	30	36	40	13
53	31	37	41	13
54	31	38	42	13
55	32	39	43	13
56	32	40	44	13
57	33	41	45	13
58	33	42	46	13
59	34	43	47	13
60	34	44	48	13
61	35	45	49	13
62	35	46	50	13
63	36	47	51	13
64	36	48	52	13
65	37	49	53	13
66	38	50	54	13
67	39	51	55	13
68	40	52	56	13
69	41	53	57	13

70	41	53	58	13
71	42	54	59	13
72	42	54	60	13
73	43	55	61	13
74	43	55	61	13
75	44	56	62	13
76	44	56	62	13
77	45	57	63	13
78	45	57	63	13
79	45	58	64	13
80	46	58	64	13
81	46	59	65	13
82	46	59	65	13
83	47	60	66	13
84	47	60	66	13
85	47	61	67	13
86		61	67	13
87		61	68	13
88		61	68	13
89		61	69	13
90		61	70	13
91		61	71	13
92		62	72	13
93		62	73	13
94		62	73	13
95		62	74	13
96		62	74	13
97		62	74	13
98		62	74	13
99		63	74	13

100		63	74	13
101		63	74	13
102		63	74	13
103		63	74	13
104		63	74	13
105		63	74	13
106			74	
107			74	
108			74	
109			74	
110			74	
111			74	
112			74	
113			74	

チ 医療職給料表(三)上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上 位 級 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1

13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	2	1
15	1	1	1	3	1
16	1	1	1	4	1
17	1	1	1	5	1
18	2	1	1	6	2
19	3	1	1	7	3
20	4	1	1	8	4
21	5	1	1	9	5
22	6	1	1	10	6
23	7	1	1	11	7
24	8	1	1	12	8
25	9	1	1	13	9
26	10	2	2	14	10
27	11	3	3	15	11
28	12	4	4	16	12
29	13	5	5	17	13
30	14	6	6	18	13
31	15	7	7	19	13
32	16	8	8	20	13
33	17	9	9	21	13
34	18	10	10	22	13
35	19	11	11	23	13
36	20	12	12	24	13
37	21	13	13	25	13
38	22	14	14	26	13
39	23	15	15	27	13
40	24	16	16	28	13
41	25	17	17	29	13
42	26	18	18	30	13

43	27	19	31	13
44	28	20	32	13
45	29	21	33	13
46	30	22	34	13
47	31	23	35	13
48	32	24	36	13
49	33	25	37	13
50	34	26	38	13
51	35	27	39	13
52	36	28	40	13
53	37	29	41	13
54	38	30	42	13
55	39	31	43	13
56	40	32	44	13
57	41	33	45	13
58	42	34	46	13
59	43	35	47	13
60	44	36	48	13
61	45	37	49	13
62	46	38	50	13
63	47	39	51	13
64	48	40	52	13
65	49	41	53	13
66	50	42	54	13
67	51	43	55	13
68	52	44	56	13
69	53	45	57	13
70	54	46	58	13
71	55	47	59	13
72	56	48	60	13

73	57	49	61	13
74	58	50	62	13
75	59	51	63	13
76	60	52	64	13
77	61	53	65	13
78	62	54	66	13
79	63	55	67	13
80	64	56	68	13
81	65	57	69	13
82	65	58	70	13
83	66	59	71	13
84	66	60	72	13
85	67	61	73	13
86	67	62	74	13
87	68	63	75	13
88	68	64	76	13
89	69	65	77	13
90	70	66	78	13
91	71	67	79	13
92	72	68	80	13
93	73	69	81	13
94	73	70	82	13
95	74	71	83	13
96	74	72	84	13
97	75	73	85	13
98	75	74	85	13
99	76	75	86	13
100	76	76	86	13
101	77	77	87	13
102	77	78	87	13

103	78	79	88	13
104	78	80	88	13
105	79	81	89	13
106	79	81	90	13
107	80	81	91	13
108	80	82	92	13
109	81	82	92	13
110	81	82	92	13
111	81	83	93	13
112	81	83	93	13
113	82	83	93	13
114	82	84	94	
115	82	84	94	
116	82	84	94	
117	83	85	95	
118	83	85	95	
119	83	85	95	
120	83	85	96	
121	84	86	96	
122	84	86	96	
123	84	86	97	
124	84	86	97	
125	85	87	97	
126	85	87		
127	85	87		
128	86	87		
129	86	88		
130	86	88		
131	87	88		
132	87	88		

133	87	89		
134	88	89		
135	88	89		
136	88	90		
137	89	90		
138	89	90		
139	89	90		
140	89	90		
141	90	91		
142	90	91		
143	90	91		
144	90	91		
145	91	91		
146	91	92		
147	91	92		
148	91	92		
149	92	92		
150	92	92		
151	92	93		
152	92	93		
153	93	93		
154	93			
155	93			
156	93			
157	94			
158	94			
159	94			
160	94			
161	95			
162	95			

163	95			
164	95			
165	96			
166	96			
167	96			
168	96			
169	97			

備考

これらの表の上位級の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者が決定された職務の級を示す。

別表第七（第十六条関係）

号俸決定上限表

適用される給料表	職務の級	上限
行政職給料表	1級	29号俸
	2級	13号俸
	3級	13号俸
	4級	13号俸
	5級	17号俸
公安職給料表	1級	25号俸
	2級	29号俸
	3級	29号俸
	4級	25号俸
	5級	13号俸
教育職給料表(一)	1級	25号俸
	2級	33号俸
	1級	25号俸
教育職給料表(二)	1級	25号俸
	2級	45号俸
	1級	29号俸
研究職給料表	1級	17号俸
	2級	17号俸
	3級	13号俸
医療職給料表(一)	1級	17号俸
	2級	13号俸
医療職給料表(二)	1級	21号俸
	2級	19号俸
	3級	15号俸
	4級	15号俸
医療職給料表(三)	5級	13号俸
	1級	5号俸
	2級	15号俸

3級	13号棒
4級	13号棒
5級	13号棒